

(別紙1)

管理運営状況 評価シート【令和3年度】

(評価日 令和4年6月10日)

1 施設の概要

施設名	岩手県立療育センター
所在地 電話・FAX HP・電子メール	岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目1番3号 電話 019-601-2777 FAX 019-697-3900 HP http://www.i-ryouiku.jp
設置根拠	療育センター条例(昭和51年岩手県条例第57号)
設置目的	(設置:平成19年4月1日) 医療法に基づく病院、児童福祉法に基づく医療型障害児入所施設、障害者自立支援法に基づく障害者支援施設、発達障害者支援法に基づく発達障害者支援センター等を併設した複合施設で、治療のほか、機能訓練、生活訓練、相談支援などを行い、障がい児及び障がい者が有する能力及び適性に応じて、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう支援することを目的とする。
施設概要	敷地面積、建物面積、主な施設、利用定員等 敷地面積 20,576 m ² 建物面積 12,643 m ² 主な施設 医療型障害児入所施設(入所) 定員60人 医療型児童発達支援センター(通所) 定員20人 障害者支援施設(入所) 定員30人
施設所管課	岩手県保健福祉部障がい保健福祉課 (電話 019-629-5446 内線(5446)、メールアドレス AD0006@pref.iwate.jp)

2 指定管理者

指定管理者名	社会福祉法人岩手県社会福祉事業団
指定期間	令和3年4月1日～令和6年3月31日(3年間)
連絡先	岩手県盛岡市高松三丁目7-33 電話 019-662-6851

3 指定管理者が行う業務等

業務内容(主なもの)	・肢体不自由のある児童又は重度の知的障がい及び重度の肢体不自由が重複している児童の入所又は通所による必要な療育を行うこと。 ・障がい者を入所又は通所させて自立した社会生活を営むことができるよう、身体機能、生活能力又は就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うこと。 ・発達障がいを含む障がい児・者及びその家族の相談に応じ、診療、判定、療育、在宅生活の支援並びに地域における療育機関の支援を行うこと。		
職員配置、管理体制	177名(令和3年4月1日現在) (内訳)正職員 116名、非常勤・パート職員 48名、県派遣職員 13名		
利用料金	各施設について、法令等により定められた利用料金額の範囲内。		
開館時間	診療時間 午前9時～午後4時 受付時間 午前8時半～午後3時半	休館日	毎週土・日曜日、休日、 12月29日～1月3日

4 施設の利用状況

(1) 医療型障害児入所施設 ※旧肢体不自由児施設 (入所)

(単位:人)

(利用者数、稼働率等)	前期間平均 (R2年度)	現指定管理期間						備考
		R3年度	年度	年度	年度	年度	期間平均	
第1四半期	34.5	35.7						1日平均利用者数
第2四半期	33.4	38.4						1日平均利用者数
第3四半期	35.4	39.6						1日平均利用者数
第4四半期	34.6	39.8						1日平均利用者数
年間計(実績)	34.5	38.3						1日平均利用者数

(2) 医療型児童発達支援センター ※旧肢体不自由児施設 (通所)

(単位:人)

(利用者数、稼働率等)	前期間平均 (R2年度)	現指定管理期間						備考
		R3年度	年度	年度	年度	年度	期間平均	
第1四半期	7.0	8.8						1日平均利用者数
第2四半期	8.0	10.4						1日平均利用者数
第3四半期	9.3	10.1						1日平均利用者数
第4四半期	9.5	9.3						1日平均利用者数
年間計(実績)	8.4	9.6						1日平均利用者数

(3) 障害者支援施設(施設入所支援)

(単位:人)

(利用者数、稼働率等)	前期間平均 (R2年度)	現指定管理期間						備考
		R3年度	年度	年度	年度	年度	期間平均	
第1四半期	11.2	7.2						1日平均利用者数
第2四半期	11.0	6.7						1日平均利用者数
第3四半期	10.8	5.3						1日平均利用者数
第4四半期	11.0	4.7						1日平均利用者数
年間計(実績)	11.0	6.0						1日平均利用者数

(4) 外来部門

(単位:人)

(利用者数、稼働率等)	前期間平均 (R2年度)	現指定管理期間						備考
		R3年度	年度	年度	年度	年度	期間平均	
第1四半期	4,156	4,112						延べ患者数
第2四半期	4,378	4,306						延べ患者数
第3四半期	4,519	4,628						延べ患者数
第4四半期	4,266	3,773						延べ患者数
年間計(実績)	17,319	16,819						延べ患者数

5 収支の状況

(単位：千円)

区 分	前期間平均 (R2 年度)	指定管理期間						備考
		R3 年度	年度	年度	年度	年度	期間平均	
収 入	医業収入	551,856	605,433					
	医業外収入	218,758	215,221					
	県委託料	609,202	604,450					
	小計	1,379,816	1,425,104					
支 出	給与費	795,095	794,624					
	材料費	109,525	124,974					
	委託費	149,592	146,861					
	設備関係費	106,407	109,115					
	経費(光熱水費他)	78,978	108,450					
	相談支援部経費	64,571	65,401					人件費含む
	障がい者支援部 経費	78,220	75,673					人件費含む
	小計	1,382,388	1,425,098					
収支差額	▲2,572	7						

6 利用者の意見等への対応状況

(1) 利用者意見(満足度等)の把握方法

把握方法	<ul style="list-style-type: none"> ・意見箱の設置 ・何でも相談窓口開設による相談受付(毎月1回) ・利用満足度調査の実施(年1回) 	実施 主体	療育センター
------	--	----------	--------

(2) 利用者からの苦情・要望

受付件数	苦情 3件
主な苦情、要望等	対応状況
<p>【苦情】</p> <p>1 他医療機関の予約票のコピーを外来診療受付で依頼するが断られた。</p> <p>2 他医療機関で検査結果を聞き、療育センター病棟に戻る。10分待って、病棟看護師が通院結果の内容を伺うが、「お待たせしました」の声かけがなかった。相手を労う言葉を掛けるのが当然ではないか。</p> <p>3 療育センター、盛岡となん支援学校前の駐車に盛岡となん支援学校の医療ケア看護師の車両が駐車している。学校への送迎時、駐車場が混んでいる際に、療育センターを利用する方が困っている。学校の医ケアの看護師は利用者駐車場を使用しないで欲しい。</p>	<p>1 外来では原則コピーの対応を行っていない旨を伝えた。医療型障害児入所施設に入所している児童であることから、一度、病棟に相談して欲しいことを伝えた。</p> <p>2 職員対応については、指摘を真摯受け止め共有化を図ることを伝え謝罪した。</p> <p>3 学校への苦情であるため、学校に内容を伝えところ、以前から学校に同一人物から同様の苦情が複数回あり、その都度理解を求めていたとの報告を受けた。今回、療育センターに苦情の申立があったことから、申立者に療育センターから盛岡となん支援学校へ医ケアの看護師の駐車スペースを開放することを検討するようお願いした旨を伝えた。申立者は療育センターの対応で納得した。</p>

7 業務点検・評価 (※)

(1) 業務の履行状況

項目	事業計画、県が求める水準	実績（指定管理者の自己評価）	評価指標
運営業務	<ul style="list-style-type: none"> ・管理計画書に基づく事業の運営 ・管理計画書に基づくサービス提供時間、休業日 ・承認を受けた利用料金 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用日及び利用時間は、管理計画書に基づき適正に運営を行った。 臨時に休診する際には、県の承認を得るとともに、利用者に十分周知し実施した。 ・利用料金は、県の承認を得た額を徴収している。 ・障害者差別解消法に関し、職員会議等で周知し、利用者に対し差別的扱いをしないよう指導した。 ・利用料金収入の未納額は、R2と比較して、およそ208千円の減少である。 主な減少は外来診療及び医療型障害児入所に係る未納額である。 一方で、未納額は依然として発生している状況であることから、利用者と定期的な面談や督促等により、未納額が多額にならないよう努めるとともに、未収金の回収に継続的に取り組む必要がある。 	B
運営業務	<ul style="list-style-type: none"> <障害児施設> ・医療型障害児入所施設 ・医療型児童発達支援センター <障害者施設> ・障害者支援施設 <その他の事業> ・発達障がい者支援センター ・障害児等療育支援事業 ・児童発達支援事業・生活介護事業 	<ul style="list-style-type: none"> <障害児施設> ・（入所）38.3人 ・（通所）9.6人 <障害者支援施設> ・（入所）6.0人 <その他の事業> ・相談延べ支援件数 3,289件 ・巡回相談等の実施 90回 ・（通所）6.9人 <p>※人数はいずれも1日平均利用者数</p>	B
施設の利用状況	<ul style="list-style-type: none"> ・外来部門の延患者数（R2 延患者数17,319人との比較） 	<ul style="list-style-type: none"> ・R3 外来延べ患者数 16,819人（前年度比500人の減） 	B
事業の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・管理計画書に基づく事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・管理運営計画書に基づき事業を実施 	B
施設の維持管理状況	<ul style="list-style-type: none"> ・法令等による検査等 ・安全・保全上の点検・業務等 ・施設修繕の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・法令等に義務付けられている検査等に関し、管理計画書に基づき業者に委託し実施（22項目） ・安全・保全上の点検業務に関し、管理計画書に基づき業者に委託し実施（26項目） ・警備、清掃、ボイラー運転、洗濯、給食業務等の外部委託を実施 ・病棟、結露によるカビ防止のため内サッシを追加。 ・キャノピー下の身障駐車場にある柱に衝突防止のクッションと駐車しやすいように誘導のガイド補助線を引く。 	B

記録等の整理・保管	・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の規定に従い各部門における記録の整備	・関係規程、及び指定管理者で定める規定に基づき、各部門において記録を整備	B
自主事業、提案内容の実施状況	・県民ニーズに応じた事業の実施	特記事項なし	—
(施設所管課評価) ・成果のあった点：新型コロナウイルス感染症の影響があるなかで、入所児の受入や外来診療等、感染対策に取り組みながら事業を継続したこと。 ・改善を要する点：入所待機者の受入れに向けて、引き続き必要な職員の確保及び技術力の向上等を図ること。			B

(2) 運営体制等

項目	事業計画、県が求める水準	実績（指定管理者の自己評価）	評価指標
職員の配置体制	・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の規定に従い各部門における適正な職員配置 ・基本協定書において県が求める職員配置計画に基づいた職員数の確保	・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の規定に基づき、各部門において適正に職員を配置 ・看護師確保により超重症児、準超重症児を始め、医療的ケアを必要とする児童の受入れが進んだ。 ・また、通所事業所においても、医療的ケアを必要とする児童のニーズがあり、専門職の配置を強化したことから、医療的ケアを必要とする児童の受入れが拡大した。 ・一方で、リハビリテーションを提供する理学及び作業療法士、言語聴覚士については、欠員の解消には至らなかった。	B
苦情、要望対応体制	・クレーム等への対応方法、管理運営への反映	・第三者委員による苦情解決委員会を設置 ・苦情は全職員で情報共有し、今後の業務に活かすよう努めている。	B
危機管理体制（事故、緊急時の対応）	・職員非常招集連絡系統の設置 ・防災訓練の実施	・職員非常招集連絡系統を設置し、対応すると共に、民間警備会社と提携し大規模災害時、安否確認、現地確認、指示等が出来る情報体制を整えた。 ・総合防災訓練1回、避難誘導訓練11回、防災教育を実施	B
コンプライアンスの取り組み、個人情報の取扱い	・法令順守への取り組み ・個人情報の保管及び取扱い ・従業員等への指導	・個人情報は施錠付キャビネットに紙媒体で保管するほか、電子媒体として保管の際にはパスワードを付す等管理に十分配慮している。 ・指定管理者の定めた「個人情報取扱特記事項」及び指定管理者が定める個人情報の保護に関する規程に基づき、適正な取扱いをしている。 ・毎月の定例会議や随時行われる所内連絡会等を通じ、コンプライアンスの徹底に関し、各職員への周知及び指導を行っている。 ・各職員から、個人情報の取扱いに関し誓約書を徴している。	B

県、関係機関等との連携体制	県と協調した施設運営	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ協議の場を設け、県及び関係機関との連携に努めた。 ・各部門に、県及び関係機関との連絡担当者を配置するなどし、円滑に連携がとれる体制を整備している。 	B
(施設所管課評価) <ul style="list-style-type: none"> ・成果のあった点：医師の診療応援の増加に伴う診療対応や医療型障害児入所施設の入所ニーズへの対応のため、職員配置計画を上回る看護職員を指定管理者が配置し、適切な管理運営に向けた配慮が認められる。 ・改善を要する点：理学療法士等のリハビリテーション職員について、リハビリテーションのニーズに対応するために必要な職員を確保できていないことから、引き続き職員の確保に向け、積極的な取組が必要である。 			B

(3) サービスの質

項目	事業計画、県が求める水準	実績（指定管理者の自己評価）	評価指標
運営業務	<ul style="list-style-type: none"> ・年間計画による行事開催 ・1日の標準的な業務計画 	<ul style="list-style-type: none"> ・年間計画に基づき、各種行事を開催し、行事食等を提供（延べ31回）。 ・入所者の生活日課を定め、日課に基づき処遇を行った（年間行事も実施）。 	B
利用者サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・全職員研修 年2回 ・医療安全対策研修 ・専門研修等への参加（年間随時） 	<ul style="list-style-type: none"> ・部門ごとに定例会議を開催 ・医療安全対策委員会 毎月 ・職場研修3回 ・看護技術、保育技術等の内部・伝達研修29回 ・専門研修等への参加 延べ149回 	B
利用者アンケート等	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者等への周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、短期入所、日中一時支援事業の一時利用制限や利用緩和の対応を行い、その都度、利用児者や保護者に文書等で案内をした。入所児者、通所児者についても同ウイルスの感染症拡大防止の観点から面談、外出等について状況に応じ制限を行った。 ・行事等については新型コロナウイルス感染状況を踏まえ、利用児者アンケート、保護者懇談会等で意見を伺いながら、安心・安全な実施を図った。 ・「育成だより」「つくしんぼだより」等の広報誌を作成し、行事の案内や利用者への支援の内容等を保護者に周知した。 	B
(施設所管課評価) <ul style="list-style-type: none"> ・成果のあった点：新型コロナウイルス感染症の感染対策を講じたうえで、昨年度と比較して各種行事の回数を増やす等の取組がみられた。 ・改善を要する点：利用者の利便性・サービスの向上、また、職員確保対策の一環として、ホームページの情報の充実、定期的な更新が必要である。 			B

(4) サービス提供の安定性、継続性

項目	事業計画、県が求める水準	実績（指定管理者の自己評価）	評価指標
事業収支	・計画収支の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・県立療育センター運営推進計画に基づき看護師の増員を図ったことにより、入所児童の受入れが可能となり、計画に沿った入所・入院数となった。その結果、入院診療収益の増収につながった。 ・通所事業所である医療型児童発達支援センターにおいては利用ニーズがあり、1日当たりの利用数が増えた。 	B
指定管理者の経営状況	・管理計画書に基づく適切な管理運営	・管理運営計画書に基づき適切な管理運営に努めた。	B
(施設所管課評価) ・成果のあった点：材料費の増加等により経費が増加しているものの、入院収益などの経営収益は増加しており、概ね適切に管理運営を行っていること。 ・改善を要する点：引き続き必要な職員の確保に取り組み、受入体制を充実させる必要があること。			B

※（注1）県記載欄：「事業計画・県が求める水準」、「評価指標」「施設所管課評価」
 指定管理者記載欄：「実績（自己評価）」

（注2）評価指標

- A：協定書、提案書等の内容について高レベルで実施され、また、計画を上回る実績（効果）があり、優れた管理がなされている。
- B：概ね協定書、提案書等の内容どおり実施され、計画どおりの実績（効果）があり、適切な管理が行われている。
- C：一部、改善・工夫を要する事項が見られたが、改善済み、または改善される見込みである。
- D：協定書等の内容に対し、不適切な事項が認められ、改善を要する。

8 指定開始年度から評価年度までの総合評価

(1) 指定管理者の自己評価

① 成果があった取組み、積極的に取り組んだ事項

第1期指定管理期間においては、利用児・者が安心できる利用者本位のサービス提供を基本に、医療、福祉、教育が一体となり利用児・者の障がい及び個性に応じた支援に努めるとともに、児童発達支援事業「かがやき」の浴室改修などの施設整備並びに医療ガス配管設備監視設備システム更新工事等を行い、安全で快適な生活ができるよう環境整備に努めた。

第2期指定管理期間においては、通所部門の定員を増加し、増加する支援ニーズへの対応を図るとともに、超重症児・準超重症児の受入に向け、病棟の改修工事に協力したほか、新しい療育センター整備を見据え、外来診療体制の強化、充実に向けた診察室・医局等整備工事、「かがやき」に暖房機の増設等を行うなど、本格的な超重症児・準超重症児の受入のための体制を整備し、安全で快適な生活ができるよう環境整備に努めた。また、電子カルテ導入や医療機器整備など運営体制について本格的な検討を行い、移転に向けた準備を進めた。

平成29、30年度においては、施設の移転新築の前後に相当する実行期間であり、移転に伴う利用児（者）の環境の変化によるストレスの軽減や安全面に配慮した運営を行ったほか、利用児（者）が安心できる利用者本位のサービスの提供を基本に医療、福祉、教育が一体となり利用児（者）の発達段階や障がい及び個性に応じた支援に努めた。

令和元年においては、本格的な超重症児・準超重症児の受け入れや、診療科増設による診療体制の充実により利用児（者）の負担軽減に努めた。

令和2年度においては、利用者の更なるニーズに応えるべく、県が策定した「岩手県立療育センター運営推進計画」に基づいた運営に努めたが、一方で新型コロナウイルスの感染症拡大があり、入院や外来に影響が生じるなど計画どおりに進まない部分もあった。

令和3年度においては、県内の新型コロナウイルス感染が依然として続く中において、感染拡大状況を確認しながら、可能な限りの受入を図った。医療型障害児入所施設においては看護師の増員もあり、療育センター運営推進計画の受入目標を超える41名の入院・入所実績があったが、途中の退院・退所もあったことから年度末は39名となった。通所事業所や短期入所等についても新型コロナウイルス感染防止を行いながらの地域生活を送る利用児者受入の調整を図った。その結果、新型コロナウイルスのクラスター感染は確認されず、安心、安全なサービス提供を実現した。

② 現在、苦慮している事項、今後、改善・工夫したい事項、積極的に取り組みたい事項

医療型児童発達支援センターにおいては、平成24年度から1日当たりの受け入れ者を15名から20名に、児童発達支援事業・生活介護事業においては、9名から15名に拡大するなど利用者への支援の向上に努めているところである。通所部門においては医療的ケアを必要とする児童等のニーズが高く、医療型児童発達支援センターでは医療的ケアに必要な備品の整備を進めながら受入対応に当たった。児童発達支援事業・生活介護事業所でも利用者数は少ないものの医療的ケアを必要とする者が多く、常設ベッド以外にさらにベッドを追加するなど受入体制を整え、利用者ニーズの対応に努めた。

医療型障害児入所施設においては、低年齢児のニーズが高くなっており、本格的に超重症児・準超重症児の受入を進める中、医療設備の不足となりつつあり、入所を待つ待機児童が常時発生する状況となってきた。このため、待機中の児童においては入院中の医療機関、家族の協力を得ながら順次受入れに努めている。

外来部門においては新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、個々の事情に応じて電話診療を取り入れ、受診困難を回避するよう取り組んだ。

発達障がいを含む障がい児・者及びその家族の相談や地域における療育機関や学校等からのコンサルテーションの要請も年々増加しており、上記も含め職員体制の充実・強化が課題である。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、外来患者、入所、通所の児童、利用者の感染防止が喫緊の課題である。感染防止に向けた取組を実施しながら地域ニーズに応じた運営を進めている。

③ 県に対する要望、意見等

新しい療育センターは、本県の障がい児（者）療育の中核機能を担う拠点施設として、より高度な小児医療連携体制と重症心身障がい児（者）への支援体制の構築を目指し整備されたところである。

今後も、当センターには、超重症児（者）等に対応したハード・ソフト両面での体制整備、診療科の増設による一層の診療体制の充実、県立盛岡となん支援学校との連携などについて、療育支援の拠点としての機能強化を図り、その役割に添えていくとともに、県内全域からの多様なニーズに対応した。

上記のことから、それぞれの機能が総合的・効率的に連携が図られ、多様なニーズに応えられるよう、医師・看護師をはじめとする医療従事者の増員等、必要な職員体制の構築について今後とも配慮いただきたい。

(2) 県による評価等

<p>① 指定管理者の運営状況について</p> <p>県が示す管理運営業務については、多くの項目で適正に実施されている。</p> <p>しかしながら、入院・入所（短期入所含む）や通所等の利用ニーズに十分に対応できていない面もあることから、対応に必要な職員（特に医師や看護師をはじめとする医療従事者）を確保・育成する等、対策を講じながら療育センターに求められるニーズに的確に対応していくことが重要である。</p>
<p>② 県の対応状況について（自己評価）</p> <p>令和元年度に策定した療育センター運営推進計画に基づき、看護師の計画的な増員のため、看護師養成校の訪問や就職説明会に参加するなど、指定管理者と協働して取り組んでいる。</p> <p>また、小児科外来の新患待機期間の長期化を解消するため、岩手医科大学に県の寄附講座として障がい児者医療学講座を設置し、当該講座に所属する医師の診療応援により医師の体制強化を図った。</p> <p>一方で、医療ガス等の設備上の問題から、超重症児・準超重症児の受入ニーズに対応できていないことから、早急に設備改修に向けた検討・対応が必要である。</p>
<p>③ 次期指定管理者選定時における検討課題等</p> <p>県が策定した運営推進計画に基づき、安定した療育センターの運営体制を構築していくため、この取組を着実に進めることが重要である。</p> <p>また、障がい児を取り巻く環境の変化に的確に対応するため、様々な情報の収集を行い、必要な支援体制の確保に取り組むことが必要である。</p>

9 改善状況等

改善を要すると評価された項目（C、D評価の項目について）
改善状況
（指定管理者から県への報告年月日： 年 月 日）
改善状況の確認
（再評価年月日 年 月 日）